

## 誓約書

公益財団法人東京観光財団 理事長 殿

インバウンド対応力強化支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、以下の誓約事項に同意します。

- 当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。また、上記の暴力団、暴力団員等が経営に事実上参画していません。
- 理事長が必要と認めた場合には、暴力団、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁等へ照会がなされることに意義なく応じます。
- 都税その他租税の未申告又は滞納はありません。
- その他、補助事業者としての要件に合致するものです。
- 申請に係る施設等は、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第6項に規定する「店舗型風俗特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っている施設等又はこれに類するものではありません。
- 本申請と同一内容で、東京都又は東京都の政策連携団体から重複して補助または助成を受けていません。また、交付決定後も受けません。
- 理事長から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 当該補助事業の交付要綱、申請の手引きを熟読し、申請書類等に記載した事項について、事実と相違ないことを誓約します。
- その他、交付要綱、申請の手引きに記載されていることに同意し、順守します。
- この誓約に違反又は相違があり、要綱第30条の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、要綱第31条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じること及び店舗名などの情報を公表されることに同意します。

\* この誓約事項における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

一読の上、□に漏れなくチェックを入れました。

2024年 10月 1日

住所 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1

団体・グループ名（団体・グループの場合に記載）

氏名 株式会社申請会社  
申請 太郎